

令和4年9月

お客さま 各位

飯能信用金庫

当座勘定規定の改正について

平素は、飯能信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。
さて、全国銀行協会では、令和4年11月に電子交換所を設立し、全国各地の手形交換所で行ってきた手形・小切手の交換方法を電子化します。これに伴い下記のとおり当座勘定規定を改正し、あわせてマネロン・テロ資金供与対策および改正債権法の条項を追加します。

なお、改正後の規定は、本規定前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきます。

記

1. 対象となる規定

- (1) 当座勘定規定（一般用） 付：小切手用法・約束手形用法・為替手形用法
- (2) 当座勘定規定（専用約束手形口用） 付：約束手形用法

2. 主な改正内容 （詳細は、別添「新旧対照表」をご覧ください）

(1) 当座勘定規定

「電子交換所設立に伴う見直し」

- ①振出人等への支払済手形の受戻期限の設定、および同期限経過後の取扱い規定の追加
 - ②イメージファイルにより印鑑照合・手形用紙確認を行う旨の免責規定の追加
 - ③全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止（※）に伴う個人信用情報センターへの登録規定の削除
- （※）廃止日は電子交換所の交換決済開始日である令和4年11月4日

「マネロン・テロ資金供与対策の条項の追加」

取引制限条項等の追加

「改正債権法による条項の追加」

定型約款の変更に伴う手続き要件・条項の追加

(2) 小切手用法・約束手形用法・為替手形用法

- ①電子交換所システムの仕様（「,」（カンマ）がない場合は金額チェックでエラーになる）を踏まえ、チェックライターにより金額印字を行う場合には3桁ごとに「,」を印字するよう規定を追加
- ②電子交換所システムの仕様（JIS 第一水準・第二水準以外の文字は使用不可）を踏まえ、使用可能文字を一覧化し追加
- ③金額欄、銀行名、QRコード欄への記名なつ印、訂正印等の押なつ、金額複記または訂正等の記載被りを禁止する規定の追加、手形用紙へのメモ書き禁止箇所（手形・小切手文句、手形・小切手番号欄、QRコード欄）の追加

3. 改正日

令和4年11月4日（金）

以上

当座勘定規定（一般用） 新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改正前	改正後
当 座 勘 定 規 定（一般用） 第1条～第6条（省略） 第7条（手形、小切手の支払） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 <u>（追加）</u> (2) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。 第8条（手形、小切手用紙） (1)～(3)（省略） <u>（追加）</u> (4) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を当金庫所定の手数料と引き換えに交付します。 <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> 第9条～第15条（省略） 第16条（印鑑照合等） (1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名 <u>（追加）</u> を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2) 手形、小切手として使用された用紙 <u>（追加）</u> を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。 (3) （省略） 第17条～第21条（省略） 第22条（譲渡、質入れの禁止） この預金は、譲渡または質入れすることはできません。 第23条（反社会的勢力との取引拒絶） この当座勘定は第24条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第24条第2項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。	当 座 勘 定 規 定（一般用） 第1条～第6条（省略） 第7条（手形、小切手の支払） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 <u>（2）前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます。）があります。</u> (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。 第8条（手形、小切手用紙） (1)～(3)（省略） <u>（4）当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。</u> (5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を当金庫所定の手数料と引き換えに交付します。 <u>（6）当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u> <u>（7）前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u> 第9条～第15条（省略） 第16条（印鑑照合等） (1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名 <u>（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます。）</u> を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2) 手形、小切手として使用された用紙 <u>（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます。）</u> を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。 (3) （省略） 第17条～第21条（省略） 第22条（譲渡、質入れの禁止） この預金は、譲渡または質入れすることはできません。 第23条（反社会的勢力との取引拒絶） この当座勘定は第<u>25</u>条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第<u>25</u>条第2項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

改正前	改正後
(追加) 第 24 条 (解 約) (1) (省略) (2) ①②③ (省略) (追加) (追加) (追加) (3)～(4) (省略) 第 25 条 (取引終了後の処理) (省略) 第 26 条 (手形交換所規則による取扱い) (省略) 第 27 条 (個人信用情報センターへの登録) 個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間(ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間)登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。 ① 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき ③ 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき 第 28 条～第 31 条 (省略) 第 32 条 (休眠預金等代替金に関する取扱い) (1)～(4) (省略) (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権が消滅したことに伴い、[第24条により]本契約の解約をした場合であっても存続するものとします (追加) 以 上 (追加)	第 24 条 (取引の制限等) (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。 (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。 (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。 第 25 条 (解 約) (1) (省略) (2) ①②③ (省略) ④ この預金の預金者が第22条に違反した場合 ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合 ⑥ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 (3)～(4) (省略) 第 26 条 (取引終了後の処理) (省略) 第 27 条 (手形交換所規則による取扱い) (省略) (削除) 第 28 条～第 31 条 (省略) 第 32 条 (休眠預金等代替金に関する取扱い) (1)～(4) (省略) (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権が消滅したことに伴い、[第25条により]本契約の解約をした場合であっても存続するものとします 第 33 条 (規定の変更等) 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページおよびその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 以 上 令和4年11月

改正前	改正後																																										
小切手用法 1. ～3. (省略) 4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。 (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を（追加）印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壹、貳、参、拾など</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。 （追加） （追加） 5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。 （追加） 6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。 （追加） 7. ～8. (省略) （追加）	小切手用法 1. ～3. (省略) 4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。 (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。 <u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u> (4) <u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重ならないようにしてください。</u> 5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。 <u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重ならないようにしてください。</u> 6. 小切手用紙の下辺余白部分（クリアーバンド）は使用しないでください。<u>（最終頁図斜線部分）また、記名なつ印や金額の複記が QR コード欄に重ならないようにしてください。</u> 7. ～8. (省略) ●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 <table><tr><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>100</td><td>1,000</td><td>10,000</td></tr><tr><td>漢数字</td><td>壹</td><td>貳</td><td>参</td><td>肆</td><td>伍</td><td>陸</td><td>柒</td><td>捌</td><td>玖</td><td>拾</td><td>百</td><td>千</td><td>万</td></tr><tr><td>(その他)</td><td colspan="13">金、円、圓（円の異体字）、億</td></tr></table> ※お取扱上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	100	1,000	10,000	漢数字	壹	貳	参	肆	伍	陸	柒	捌	玖	拾	百	千	万	(その他)	金、円、圓（円の異体字）、億												
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	100	1,000	10,000																														
漢数字	壹	貳	参	肆	伍	陸	柒	捌	玖	拾	百	千	万																														
(その他)	金、円、圓（円の異体字）、億																																										

改正前	改正後																												
約束手形用法 1. ～3. (省略) 4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。 (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには<u>※、★</u>などの終止符号を (追加) 印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壹、貳、参、拾など</u> 改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。 (追加) (追加) 5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。 (追加) 6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(次頁図斜線部分)は使用しないでください。 (追加) 7. ～8. (省略) (追加)	約束手形用法 1. ～3. (省略) 4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。 (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「<u>※</u>」、「<u>★</u>」などの終止符号を <u>印字するほか、3桁ごとに「,」を</u> 印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u> 改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。 <u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u> <u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重ならないようにしてください。</u> 5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。 <u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重ならないようにしてください。</u> 6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(<u>最終頁</u>図斜線部分)は使用しないでください。<u>また、記名なつ印や金額の複記その他の記載が QR コード欄に重ならないようにしてください。</u> 7. ～8. (省略) ●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧<table><tr><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>100</td><td>1,000</td><td>10,000</td></tr><tr><td>漢数字</td><td>壹</td><td>貳</td><td>参</td><td>肆</td><td>伍</td><td>陸</td><td>柒</td><td>捌</td><td>玖</td><td>拾</td><td>百</td><td>千</td><td>万</td></tr></table> (その他) 金、円、圓(円の異体字)、億 ※お取扱いの誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	100	1,000	10,000	漢数字	壹	貳	参	肆	伍	陸	柒	捌	玖	拾	百	千	万
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	100	1,000	10,000																
漢数字	壹	貳	参	肆	伍	陸	柒	捌	玖	拾	百	千	万																

改正前	改正後																												
為 替 手 形 用 法 1. ～ 4. (省略) この手形用紙を用紙のままで他人に 5. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。 (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を（追加）印字してください。 なお、文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壹、貳、参、拾など</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。 <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> 6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。 <u>（追加）</u> 7. (省略) 8. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（<u>下図斜線部分</u>）は使用しないでください。 9. ～ 10. (省略) <u>（追加）</u>	為 替 手 形 用 法 1. ～ 4. (省略) 5. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。 (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3…）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を<u>印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。</u> なお、文字による複記はしないでください。 (3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u> <u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u> 6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。</u> 7. (省略) 8. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（<u>次頁</u>図斜線部分）は使用しないでください。 9. ～ 10. (省略) ●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 <table><tr><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>100</td><td>1,000</td><td>10,000</td></tr><tr><td>漢数字</td><td>壹</td><td>貳</td><td>参</td><td>肆</td><td>伍</td><td>陸</td><td>柒</td><td>捌</td><td>玖</td><td>拾</td><td>百</td><td>千</td><td>万</td></tr></table> （その他）金、円、圓（円の異体字）、億 ※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	100	1,000	10,000	漢数字	壹	貳	参	肆	伍	陸	柒	捌	玖	拾	百	千	万
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	100	1,000	10,000																
漢数字	壹	貳	参	肆	伍	陸	柒	捌	玖	拾	百	千	万																

当座勘定規定（専用約束手形口用） 新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

改正前	改正後
当座勘定規定（専用約束手形口用） 第1条～第6条（省略） 第7条（手形の支払） (1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。 <u>（追加）</u> (2) 当座勘定の払戻しの場合には、当金庫所定の請求手続をしてください。 第8条（手形用紙） (1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 <u>（追加）</u> (2) 手形用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。 (3) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。 <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> 第9条～第13条（省略） 第14条（印鑑照合等） (1) 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名 <u>（追加）</u> を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2) 手形として使用された用紙 <u>（追加）</u> を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。 (3) （省略） 第15条～第18条（省略） 第19条（譲渡、質入れの禁止） この預金は、譲渡または質入れすることはできません。 第20条（反社会的勢力との取引拒絶） この当座勘定は、第21条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第21条第2項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。	当座勘定規定（専用約束手形口用） 第1条～第6条（省略） 第7条（手形の支払） (1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。 <u>（2）前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます。）があります。</u> (3) 当座勘定の払戻しの場合には、当金庫所定の請求手続をしてください。 第8条（手形用紙） (1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振り出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 <u>（2）当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。</u> (3) 手形用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。 (4) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。 <u>（5）当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u> <u>（6）前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当金庫所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u> 第9条～第13条（省略） 第14条（印鑑照合等） (1) 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名 <u>（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます。）</u> を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2) 手形として使用された用紙 <u>（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます。）</u> を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。 (3) （省略） 第15条～第18条（省略） 第19条（譲渡、質入れの禁止） この預金は、譲渡または質入れすることはできません。 第20条（反社会的勢力との取引拒絶） この当座勘定は、第22条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第22条第2項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

改正前	改正後
<u>(追加)</u> 第 21 条 (解 約) (1) (省略) (2) ①②③ (省略) <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> (3)～(6) (省略) 第 22 条 (取引終了後の処理) (省略) 第 23 条 (手形交換所規則による取扱い) (省略) 第 24 条 (個人信用情報センターへの登録) <u>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間(ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間)登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</u> ① 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき ③ 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき 第 25 条～第 28 条 (省略) 第 29 条 (休眠預金等代替金に関する取扱い) (1)～(4) (省略) (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権が消滅したことに伴い、[第 21 条により]本契約の解約をした場合であっても存続するものとします。 <u>(追加)</u> 以 上 (追加)	第 21 条 (取引の制限等) <u>(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</u> 第 22 条 (解 約) (1) (省略) (2) ①②③ (省略) ④ <u>この預金の預金者が第 19 条に違反した場合</u> ⑤ <u>この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u> ⑥ <u>この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u> (3)～(6) (省略) 第 23 条 (取引終了後の処理) (省略) 第 24 条 (手形交換所規則による取扱い) (省略) <u>(削除)</u> 第 25 条～第 28 条 (省略) 第 29 条 (休眠預金等代替金に関する取扱い) (1)～(4) (省略) (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権が消滅したことに伴い、[第 22 条により]本契約の解約をした場合であっても存続するものとします。 第 30 条 (規定の変更等) <u>本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページおよびその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。</u> 以 上 令和 4 年 1 1 月

改正前

改正後

約束手形用法

約束手形用法

1. ～3. (省略)

4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を (追加) 印字してください。
なお、文字による複記はしないでください。
(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壹、貳、参、拾など 改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。
(追加)
(追加)

5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。
(追加)

6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(次頁図斜線部分)は使用しないでください。 (追加)

7. ～8. (省略)

(追加)

1. ～3. (省略)

4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3…)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を 印字するほか、3桁ごとに「,」を 印字してください。
なお、文字による複記はしないでください。
(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり 改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。
また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。

5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。
ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。

6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺(クリアーバンド)などの余白部分(次頁図斜線部分)は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記その他の記載が QR コード欄に重なることがないようにしてください。

7. ～8. (省略)

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	100	1,000	10,000
通数字	壹	貳	参	肆	伍	陸	柒	捌	玖	拾	仟	仟	万

(その他) 金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください

●約束手形用紙

以上

以上